

武周政權成立の前提

横 田 滋

一 序

唐朝の國家權力をいかなる性格のものとして把握するかということとは、中國史の時代區分設定にも關連する重要な課題である。この課題を解決しようとする場合、事實上唐朝政權が中斷されている武周革命期の國家權力を、おしなべて唐朝權力と同質のものとして見てしまえるか、どうか、さしあたり問題であろう。

ところで武周革命史の分析は、最近、中國の學者によるものが二篇あるだけで、殆ど看過されていたといつてもよい。⁽¹⁾ (陳寅恪：記唐代之李武韋楊婚姻集團、歷史研究一九五四ノ一、胡如雷：論武周的社會基礎、歷史研究一九五五ノ一)。

それというのも、いわゆる武周革命が、宮廷内部における李武二氏の權力争いであり、中宗の皇后韋氏とともに「武韋の禍」であり、敢て疑問をさしはむ餘地のない自明の

ものとして、理解されていたことによるものであろう。しかるに前掲の陳寅恪氏は、地域的にちがっている婚姻集團間の鬭争として武周革命を把握しようとする。胡如雷氏は陳氏の見解を批判して、「唐代李武集團の鬭争は、當時の統治階級の内部的矛盾の表現である」とし、「封建的男子の特權的立場に立つ女禍論」傳説的封建理論の偏見は、この武周革命の社會階級的背景を掩つてしまっている。」その「社會基礎」の分析こそ重要であると主張される。

いうまでもなく、則天武后の武周政權の成立は六九〇年(天授元年)であるが、その前は三〇年間、高宗の皇后としての政治活動期がある。唐室から權を奪い、「改めて宗社を立つるは、一朝一夕の故に非ず、その由來する所久し」(唐會要三)といわれるように、その政權はこの三〇年間に形成された基礎の上に成立したものである。私はこゝで前に述

べたような問題意識と胡氏の批判の上に、この基礎がどのような過程を経て形成されるのかを、⁴⁾ 武周政權成立の前提⁵⁾として追究したいと思う。まずはじめに、太原の材木商人⁶⁾武士驤の女として生れた武氏が、どのような政治情勢の中で登場してくるかを考えたい。³⁾

二 政治的背景

太宗の中國支配は、貞觀十年（六三六）前後から漸次その政策が變化する。⁴⁾ 事實、西北地域への擴張にはじまる外征に對應して、均田農民の小經營の破綻と抵抗が漸く高まり、權力機構の末端に連なるものさえ權力に對決する姿勢をとってくる。農民の兵役忌避、逃散、群盜化が唐朝の均田制支配を搖ぶり、「自今自ら傷殘する者は法によりて罪を加え、賦役に從わしむ」とか、「浮游無籍者の附籍令」を出さざるを得なくなる（^{通鑑}一九六）。隋末の動亂を生き抜き、貞觀の治に生産力を高めたであろう均田農民層が、權力の無慈悲さを感じ、それと對決するなかで、土地所有を擴大し成長する地主富農、商業資本の發展のなかから伸びる富商大賈は、「錢を官に輸して品秩を得」、また「捉錢令史」とな

って、官僚機構のなかに進出していった。「嘗て漢代の賣官を笑いたれど、今この道を開きて頗る彼に類す」という褚遂良の歎きは、この現實の反映である（^{唐會要}九一内）^{外官料錢上}。

従って貞觀後半期に於いては、唐朝の政治支配及び貴族層の土地支配の動搖、一方では農民の階層分化過程における農民の土地所有の確立化と、それに伴う政治的要求、地主富商の官僚機構への進出という事態が認められる。沒落してゆく貴族層や貴族官僚がこれをくいとめ、支配を貫徹しようとした場合、必然的に有力な貴族官僚に結集していったであろう。政府部内における官僚間の對立⁵⁾のなかで、長孫無忌が自己につながる官僚群を擁して外戚權力を擴大していったのも、このような情勢に關連するのではないかと思う。⁶⁾

貞觀十七年（六四三）の皇位繼承問題⁷⁾において、太宗が漢王泰（^{太宗第四子}文德皇后所生）を順序として皇嗣にしようとするのを、無忌は褚遂良らと共に強引に押切り、晋王治（^{太宗第九子}文德皇后所生）を擁立した。しかし太宗は晋王の闇弱⁸⁾を憂えてこれを斥け、英明で人望ある吳王恪（^{太宗第三子}母は煬帝の女）を皇嗣にしようとしたが、無忌は強く反對し、「守文の良主」として晋王を擁護し

たため、遂に實現しなかった。太宗と對立した無忌は深く
 恪を憎惡し、何かの機會に葬つて「衆望を絶たん」と決し
 たが、永徽四年（六五三）その謀反⁹⁾を檢察し處刑した。恪が
 死に臨み、「長孫無忌、竊かに威權を弄し、良善を構害す。
 宗社靈あらば、まさに族滅せられんこと久しからざるべ
 し」^{（通鑑一九九）}と叫んでいるように、たしかに彼の勢力は、す
 でに貞觀初、その權寵の甚しすぎるを警告する密奏がある
^{（通鑑一九二）}位で、中期にもなると、繼承問題に見られるよう
 な大きな發言力をもつ、外戚權力として形成されていたと
 思われる（從つて官僚層もまた端的に言えば、皇帝權力につなが
 るうとするものと、外戚權力につながるうとするもの
 に分化しつゝある）。閹弱な晋王治の擁立を無忌が固執したの
 も、太宗なきあと、晋王が自分の妹の文德皇后の子であるこ
 と、かつその閹弱を利用することによつて、（從つて英明な
 濮王泰や吳王恪を排除することによつて）外戚權力の強化
 擴大——皇帝權力との平行關係において——を實現しよう
 とする政治的意圖が、そこに貫いていたからであらう。貞觀
 二十三年（六四九）太宗が死の床に無忌と褚遂良をよんで、高
 宗を託し、遂良には、「我死すとも讒人をして之を^{（長孫無忌を指す）}
 間せしむるなかれ」^{（通鑑一九九）}といっているのも、以前から憂

權力によって、皇帝權力を補強しようとしたのであろう。つまり太宗自身、強大になった外戚權力を認めざるを得なかったのであろう。高宗が即位以來、「輔政」の名の下に、外戚權力に大きな制約を加えられ、無忌の言は「すべて嘉納せざる」を得ず（通鑑一九九）、その精神的壓迫をさげ得なかつたのも、必然的である。先に述べた吳王恪の謀反は、唐朝の政治支配の矛盾が漸く深まり、皇帝權力が外戚權力によつて掩われ、埋没していかうとし、官僚間の對立が激化する情勢のなかで、皇帝權力につらなるものとして、外戚權力に挑戦したものである。皇后武氏が唐代政治史の舞臺に登場してきたのは、このような政治情勢の中においてであつた。

三 武後の勢力結集

武氏は太宗崩後一時尼になったが、再び高宗に召された。外戚權力を背後にもつていたとはいへ、既に王皇后は愛寵を失ひ、蕭淑妃と對立しつゝあつた。そこへ登場した武氏はいよく高宗に結びつき昭儀となつた。永徽三年（六五二）代

王弘が生れた。未だ嫡子のなかった王皇后と外戚の柳爽は、褚遂良、韓瑗、于志寧という長孫系官僚の協力を得て、微賤出身の後宮劉氏の生んだ陳王忠をたて、皇嗣とした。これが代王弘の出生と直接つながりがあるかどうかはわからないが、外戚權力維持の爲の政治的策謀であったことは間違いない。¹⁰⁾ 長い宮廷生活の間には、そこに渦巻く派閥の争いと、階級的對立を具さに觀察したであろう武后に、陳王忠の擁立ということは、自己に對立するものとしての外戚權力の存在を意識させたであろう。昭儀が高宗に結びつき、王皇后を敬遠している官僚を懷柔し、皇后、淑妃等の動靜を察知し、あらゆる手段をつくしてこれを排除する暗躍を續けたということは、高宗をめぐる個人的な寵愛の問題であつた以上にすぐれて政治性に富むものであり、客觀的には彼女の政治的立場を決定していった。彼女に反外戚官僚が結合していったことは當然の歸結である。こうした高宗——武氏の關係は宮廷の中にひろくひろまっていった。

高宗が王皇后を廢し武昭儀を立てようと決意した時、外戚權力の存在は大きな障碍であつた。永徽六年九月、長孫無忌をはじめとする重臣の前に切り出された提案が、激し

い抵抗にあつたことはいうまでもない。反對の理由は、皇后は名家出身で、先帝が陛下の爲に娶つたものであるから輕々しく廢せない。婢を后となさば皇統を亡絶せしめ、社稷を傾淪する、國家の禍が起る、など明らかに先帝の權威を楯とし、胡氏のいう傳統的倫理觀を前提とするものであつた。しかしそれは一應の理由にすぎず、本質的には、褚遂良の「陛下必ず皇后を易えんと欲せば、天下の令族より妙擇せんことを請う、何ぞ必ずしも武氏とせん」(通鑑)という言からして、貴族及び外戚權力を維持するための反對に外ならなかつた。これに對し支持するものが、李勣、許敬宗、李義府、崔義玄など、長孫無忌より排除され、また早くより武昭儀の腹心となり、或いは門閥的背景なき新官僚層、總じて反外戚、反長孫無忌官僚群であつたことはいうまでもない。こうした官僚層を基礎にし、府兵を軍事的背景として(李勣は當時、軍事力の代表となつていた)、十月、武昭儀は皇后となつた。従つて武氏立后問題は、貴族的官僚を主體とする外戚權力と、皇帝權力を表面におしたてた、武后を中心とする反外戚勢力との對決の場に、集中的に現象してきた問題である。そして長孫系官僚の于志寧が立后に關し沈黙を守

ったことは、この力關係を反映したものである。

かくして高宗につながる形をとりつゝ外戚權力に一大痛撃を與えた皇帝權力の實質的には武后とその官僚は、その基礎を固める必要から陳王忠を廢し、武后所生の代王弘を皇太子とした。そして無忌及びそれにつながる官僚層に大きな動搖が起る中で、翌顯慶二年（六五七）韓瑗、來濟、褚遂良、柳爽、于志寧等を左遷し、四年、長孫無忌も亦殺された。彼等の一族も殆ど流貶された。既に流所に在った陳王忠が、頗る自ら安んぜず、或いは私かに婦人の服を衣て刺客に備え、又しばしば自ら吉凶を占った（通鑑二〇〇）ことからしても、誅殺のはげしさがわかる。しかし外戚權力の中核官僚に對して打撃を與えたとはいえ、それにつながる貴族官僚勢力までも崩壊せしめたとは考えられない。なおその勢力が權力機構の中樞をなしている。

この肅清の中心人物は李義府と許敬宗である。李義府の祖は梓州射洪縣丞といわれ、大した家柄ではない。義府は武氏立后の際これを支持したことから、中書侍郎となった。彼は權要の地位を利して、意に忤う者を傾陷し、一族のうち「諸子孩抱の者も並びに清貴に列し、」その「貪冒は厭く

なし。母妻及び諸子女壻と官を賣り獄を繋げば、その門市の如し。多く朋黨を樹て、朝野を傾動」し、「無賴の徒はその權勢を籍り、拜伏して兄叔となる者甚だ衆く」（通鑑二〇〇）その爲、時人は義府を「笑中刀あり」、「李猫」とよんで敬遠したという（同上）。許敬宗は隋禮部侍郎許善心の子で秀才出身の官僚。永徽六年禮部尙書となる。彼は史官として史實を敘述するにも屢々收賄して曲筆したといわれ、また嶺南の蠻酋馮盎と結んで金寶を納め彈劾されている（舊唐書八傳）から、決して良吏とはいえない。二人とも武后が敵對する長孫無忌とはひどく不和であった。武后がこうした人間を特に優遇したというのは、いわば外戚權力打倒のために必要な暴力團的存在として利用するためであつたと思う。ところで永徽六年の雍州刺史長孫祥の奏言によれば、この頃、富商大賈の碾磑經營が擴大し（通典二）、世業口分田の賣買は禁令を無視して行われ、富豪の土地兼併と小農民の没落が進み（唐書食貨志）、豪富の籍外占田は賈敦頤の檢察した一地方だけでも三千餘頃に及んだという（舊唐書一八五）。また貨幣經濟の發展は、惡錢の流通にも拘らず、「百姓は惡錢の價賤しきを以てひそかに之を自藏し、以て官禁の弛む

を候つ（舊唐書食貨志）有様であつた。貞觀以降の發展として、かゝる現實から成長する地主富農層や商人が、土地所有を擴大し、自らの經濟的發展を實現するための條件を作ろうとした時、眞向から對立するものは均田制という權力支配の體制であつた。この體制に妥協しつゝ、その枠内でそうした條件を作ろうとした場合、彼等は官僚機構への進出を政治的要求として強くもつていったと思う。しかし科擧ルートを通じての進出はなかなか困難であり、その要求は十分満たされなかつた。¹¹⁾といつてそれがなくなることはない。なくなるどころか益々矛盾を深めたであらう。武后の登場はそれを或る程度満足させるものであつた。「その門市の如し」という李義府の賣官なども一つのチャンスであつた。

しかし異つた人間類型の官僚機構への數多い進出は貴族官僚からみればたしかに「偽濫」であつた。官僚偽濫の改革という形で彼等からの反撃が加えられるのも、士庶身分秩序と權力内部における勢力維持のために外ならぬ。顯慶二年（六五七）吏部侍郎劉祥道は上奏する。毎年入流する者千四百を越え、雜色人でもえらぶところなく官に注し、「胥徒の流」の進出は甚しい。雜色人中、入流するものは

曹司をして試判せしめ、四等に分ち奏聞せよ。官皆その人を得、非才はとらざれば、入流も濫れず官も冗雜しないだらう。入流數は明經進士を三分の二、三分の一を雜色人にあてよ、官員數あるに入流限りなき」状態を改むべし、と。

しかしそれは群臣により詳議されたが、多くは改作を憚つたため、何の措置も講ぜられなかつた（通典一七選舉雜論議中）。胥徒、雜色人の入流進出は決してこの時に始まるものではないが、

「永徽中官紀已に素れ麟德の後に及んでその弊にたえず」

（通典一五選舉歷代制下）、といわれるように、武氏の登場、立后を契機として著しくなつたとして間違いない。貴族官僚の反撃が、かく否定されたということは、李義府らのにらみもさり乍ら、新興勢力のぬき難い存在を物語つていよう。

顯慶四年（六五九）、貞觀氏族志に武后の本望が敘してないのを理由として、姓氏錄の編修が行われ、「上自ら序を製し」た。こゝでは、「后族を以て第一等とし、その餘は悉く唐に仕えし官品の高下を以て準となす。凡そ九等。是に於て士卒は軍功によつて、位五品に致り士流に豫る」という（通鑑二〇〇）。即ち、上奏した許敬宗、李義府らは、士庶の別六朝的身分秩序を打破し、武氏を頂點とする官僚體

系を作ることによって、新官僚權力をうちたてようと志向していたものと思われる。姓氏錄は時人（恐らくは貴族階級）から「勳格」と非難されているが、それだけ氏族志より前進性を持っていたからであろう。李義府が門閥七姓十一家の婚姻制限や、陪門財の制限をしているのも、個人的理由はあるにしろ、彼の志向をうかがうに足るであろう。

顯慶五年、風眩に苦しむ高宗は「百司の奏事を武后に詳決せしめ」ざるを得なくなり、これ以後、武后は國政に參與し天下の利害を論じ、務めて人心を収め、武后執政への第一歩をふみ出した。高宗も武后の政治干渉を抑えることが出来なくなり、麟德初（六六四）には、「上爲す所あらんと欲するも動もすれば後の制する所となる。上その忿に勝えず」（通鑑二〇一）、武氏立后を後悔し、廢黜を考えるに至っている（唐書四）。つまり、武后は、はじめは高宗の皇帝權力を強化するような姿勢を示しつつ、外戚排除に成功したが、その後は徐々に皇帝權力より分離する形で、武后權力形成への道を進んだ。そこに高宗と武后の對立が生じ、その間隙をぬって貴族官僚が高宗に結びついたと思う。

譜代の大官上官儀の皇后廢除の上奏はこうした時で、高

宗も亦もって「然りとなし」、彼の手で廢后の草詔が作られようとしたが、直ちに「左右、后に奔り告げ」たので成功しなかった。これを契機として、再び許敬宗等による肅清が行われ、上官儀は下獄し、儀と交通せるを理由に朝士の流貶せらるゝもの甚だ多く、高宗も亦「政大小となく皆之に預聞」せざるを得なくなり、「天下の大權悉く中宮に歸し、黜陟殺生其の口に決し天子も拱手するのみ」（通鑑二〇一）という結果をみた。

かくして高宗は虚心直諫を求めても「陛下爲す所盡く善にして諫むることなし」とする迎合官僚を除いては、「競いて緘默をなし」てのみ、身を保ち得た情勢の中では、積極的に高宗を守る官僚を得ることが出来ず、一應皇帝として立てられつゝも、實質的には益々疎外され、官僚層ときりはなされていったと思われる。かゝる状態になっていった時、高宗は熊津都督の代辯する農民兵からのきびしい批判をうけねばならなかった。曰く、

「今日の官府曩時と同じからず、人心も亦曩時と殊なる。東西の征役、身王事に没すれば並びに勅使の弔祭を蒙り官爵を追贈し、或いは死者の官爵を以て子弟に回授せら

る。凡そ遼海を度る者皆勳を賜いて一轉す。顯慶五年より以來征人屢々海を經度するも、官記錄せず、其死者も亦人の誰何するなし。州縣は百姓を發して兵となす毎に、その壯にして富める者は錢を行りて參逐し、皆亡匿して免るゝを得。貧者は身老弱と雖も發せらるれば即ち行く。……昨海西を發するの日、已に逃亡自殘の者あり、獨り海外に至りて然るのみに非ず。又もと征役によりて勳級を授り榮寵をなすに、比年出征するもの皆勳官をして挽引せしめ、勞苦白丁と殊なるなし、百姓の從軍するを願わざるは、率ね皆此に由る。(通鑑二〇一)

と。この「衣服貧敝して唯西歸を思ふ」兵士農民の不滿をまともにうけとめた劉仁軌が、「陛下の爲に言を盡すことなき」官府において「肝膽を披露し、死を味して奏陳」せざるを得なかったのであるから、兵役をめぐる諸矛盾は、彼をもつき動かす程に深刻化していたものと思う。高宗は三十六州に命じた造船を罷め、使を十道に遣して「問人疾苦、黜陟官吏」(通鑑二〇一)の舉に出なければならなかった。

換言すれば、「百司の奏事を武后に詳決せしめ」た顯慶末年から僅か四年後には、「政大小となく皆之に預聞」せざる

を得なくなつたということは、このような權力の危機に直面した高宗とその集團が、武后の力を借りることなくしては、危機の克服も權力の維持も出来なくなつてゐることを物語るのであらう。高宗が武后廢黜の氣持をもつたといへ、なお廢し得ないというのも、以上の様な諸情勢が制約してゐたからであらう。私は顯慶から麟德に至る十年間に、武后勢力の基礎は略々成つたと考えるが、それは決して武后勢力の決定的勝利を意味しない。武后は形式的には決して高宗を皇位から排除しようとはしなかった。そこには高宗を利用することによる利益を考へての打算があつたであらうが、もっと政治的にそう出来ないような條件、すなわち排除によつてうける反撃の存在を認めざるを得なかつたからではないだらうか。權力内部における力關係は、まだ武后權力を確立し得るような狀況にはなかつたものと思う。

この時期には武后はまた、武氏一族に對しても自らの態度を明白にしている。武氏は立后以後、一族を權要の地位につけたのはいうまでもないが、上官儀が誅殺された二年後の乾封元年(六六六)に、一族に振つた利劍は、その態度の一面を端的に示している。即ち武后の姉(韓國夫人)とその女(魏國夫人)

は武后とのつながりで禁中に出入したが、何れも高宗の寵を得、殊に韓國の死後はその女に寵あつまり、高宗はこれに魏國夫人の號を授け、更に内職の地位を與えようとしたが、武后を憚って心決しない間に后の知る所となり、武后の陰謀によって魏國は毒殺された。一方武后は從兄の武惟良、懷運らが后の母榮國夫人に禮せず、殊に、功臣の子弟の故に貴顯の地位を得たのであって、后の恩惠ではないなとといったことをにくんで左遷し、のち彼等をして高宗に獻食せしめた際、武后は魏國夫人の器に毒を入れて毒殺し、罪を兩人に衣せて誅殺した。ところがこの毒殺の陰謀を知っていた魏國の弟、賀蘭敏之はもとから素行おさまらず、かつこの毒殺のを知っていたが故に、武后によって數年後には殺されている（通鑑二〇一二）。要するに、武后は自分を排除した形で高宗につながってゆこうとしたり、自分に利益しない言動あるものは一族と雖も容赦しなかったものであって、「己に利せざるもの」は何人と雖も誅殺を加えるという在り方は、武后一代の一貫した統制原理として注目しなくてはならぬ。

四 攝政政權の形成

そのはじめ外戚權力を打倒し、それを契機として新興官僚を自己の周邊に結集する一方、高宗につながろうとする官僚を事ある毎に排除し、高宗を孤立化させつゝ、その集團を分裂させつゝ、自らの政治的基礎を固めてきた武后は、上元元年（六七四）八月に至るや、「皇帝を天皇と稱し、皇后を天后と稱」することを宣した（通鑑二〇二）。同時に、農桑を勸め賦徭を薄くす、兵を息め道德を以て天下を化す、功費力役を省く、言路を廣む、王公以降皆老子を習う。上元前の勳官にして已に告身を給する者は追覈なし、など、「建言十二事」を上奏し直ちに施行された（唐書七六、則天武后傳）。そして翌年三月には、郝處俊や著姓李義琰等が「天子は外を理め后は内を理む。天の道なり……陛下いかにして高祖太宗の天下を以て、子孫に傳えずして天后に委するか」と反對したため、思い止まったとはいへ、高宗は、「遜位し、天后をして國政を攝知せしめん」と考えるに至っている（舊唐書八四、郝處俊傳）。こゝではもはや武后を廢せうとはいわぬ。高宗が自ら退位し國政を委任しようとするのに對して、武后は天后を稱

するとともに、「多く文學の士、著作郎元萬頃、左史劉禪之等を引き……朝廷の奏議及び百司の表疏は、時に密かに参決せしめ以て宰相の權を分つ、時人之を北門學士と謂う」

(通鑑 二〇二) ように、宰相の權を分散縮小化し、北門を中心にして權力を集中しようとしている。これは劉禪之が友人賈

大隱に、「何ぞ臨朝稱制するを用いん、政を返し天下の心を安んずるにしかず」(舊唐書八七 劉禪之傳)と語っていることからうかがわれる。従つて天皇、天后と稱することによって、形式的にはあくまで高宗をたてる姿勢を示しつつ、實質的には高宗を衝立にして對等の地位を作りあげようとしたのであると思う。天を持ち出すことによつて自己を權威づけようとし、老子を王公已下に學習させようとするのも、聖人

『權威』武后の絶對性の前にひざまづかせようとする下心が既にあったのであろう。勿論、この時武周政權というような形で政權をたてる意圖があつたか否かはわからないにしても、「建言十二事」を上奏している程であるから、少くとも自分につながる官僚群を基盤にして政治に乗り出してゆく意圖はあつたと思われる。これと關連して皇太子弘の毒殺(上元二年 六七五)を考へるならば、高宗に特に愛せられ中外

から心を寄せられていた皇太子は、武后が其志を逞しくすることに對しては、「常に旨に迂う」批判者として存在し、そのために犠牲になつたのであろう(通鑑 二〇二)。

では何故この時點に、武后が天后を稱して權威づけをしたたり、「十二事」の政策上奏をしたりしたのであろうか。

既に總章二年(六六九)「征遼軍士の逃亡、限内に首せず、首しても更に逃亡する者は斬し、妻子籍沒」(通鑑 二〇一)と令して外征への抵抗を抑壓しようとし、均田農民の逃亡による生産の低下、國庫收入の減少は、高麗戸二萬八千餘を江淮以南の諸州の空閑の處に強制移住させざるを得ず(通鑑 二〇一)、府兵の食糧は榆皮や蓬實であつたという(唐會要二二 追諡皇帝)、また「社」を中心とする村落結合が權力に對して固められつゝあつた(唐會要二二 社稷)というから、權力支配も何等かの形でその矛盾と動搖を克服しなければならぬところまで追ひこまれていたにちがいない。

儀鳳二年(六七七)平壤にあつた安東都護府の遼東への撤退、朝鮮放棄は、唐初以來のきび政策の破綻を意味する。それは單に國內矛盾の激化のみに歸せらるべきではなく、鋭く對外矛盾とのからみ合いに於て理解しなければならぬ

い。即ち、六年間に亘る新羅との戦闘において示された彼の抗戦と、高句麗、百濟遺民の執拗な反亂は、唐の軍事的支配に朝鮮占領を挫折せしめた。こうした朝鮮民族の動きをはじめとして、周邊諸民族の自立化傾向が強くあらわれ、とくに突厥、吐蕃、契丹などの活動は、都護府の權威を失墜せしめ後退を餘儀なくさせ、唐の對外政策はこの頃大きな行詰りを見せて來た。殊に對吐蕃問題は悩みの種であつて、高宗も「吐蕃をもつて憂いと爲し」、その對策を協議したが、「或る者は和親を以て民を息めんと欲し、或る者は嚴に守備を設け公私の富貴を俟ちて之を討たんと欲し、或る者は亟かに兵を發して之を撃たんと欲し」、なかなか結論が出なかつたという（通鑑 二〇三）。明らかに内外矛盾の激化に直面して露呈した政治的動搖に外ならない。こうした時、太學生宋城の魏元忠は對吐蕃防禦策を論ずる中で、

「今、朝廷の人を用いるや、類ね將門の子弟及び事に死するの家を取る。彼皆庸人、豈閭外の任に當るに足らん。李左車、陳湯、呂蒙、孟觀、皆貧賤より出でて殊功を立つ。未だその家代々將たるを聞かざるなり。夫れ賞罰は軍國の切務にして、苟くも功あるに賞せず、罪あるに誅

せざれば、堯舜と雖も以て理を致す能わす。議する者皆云う、近日の征伐、虚しく賞格ありて事實なし、蓋し小才の吏大體を知らざるに由る、徒らに勳庸を惜しみ、倉庫を虚にするを恐る。知らず、士、命を用いざれば損する所幾何なるかを。黔首微と雖も欺罔すべからず、豈不信の令を懸け虚賞の科を設けてその功を立つるを望むを得んや。蘇定方遼東を征し、李勣平壤を破りてより賞は絶えて行われず、勳は仍ち淹滯す」（通鑑 二〇二）「數年紛紜として眞偽相雜う、縦に沙汰を加え未だ澄清に至らず……今の將吏率ね多くは貪暴にして務むる所は唯狗馬のみ、求むる所は唯財物のみ」（舊唐書九二）（魏元忠傳）

と。「志氣凋憊にして舉選を以て意となさざる」この新興地主は、遼東遠征以來つもりにつもつた、貴族的大官僚の對外諸政策の貧困と矛盾を批判し、しかも同時に新興勢力の無視出來ないものであることを主張して、權力に肉迫している。高宗も之を嘉納しなければならなかつた。農民の兵役忌避のたゞかいと對外出血がもたらした軍事力の弱体化は、この吐蕃に對する防衛の爲にも、河南、河北において、布衣仕宦を問わず、膂力雄果の者を猛士として募集せ

ざるを得なかった(通鑑二〇二)。唐朝權力の軍事的支柱である府兵制は、大きな危機にさらされていたといえる。

こうした世界帝國體制の矛盾の深まる中で、武后が高宗に對して「群臣は半俸を納め、百姓は口錢を計りて以て邊兵に贍す」のをやめるよう請うているのは、單に「寛裕を示して人心を歸せしめるため」(唐書七六則天武后傳)のみではなく、この矛盾を克服し、魏元忠などに表われている階級的要求をふまえて、自ら政治の衝に當つていこうとする具體策の一つとして出ているものと思う。こう考える時、上元元年の天后立稱や建言十二事は、攝政という形をとつて成立した武后政權ともいえるようか。私はこのように、より積極的な意味においてうけとりたいと思う。

武后がその態度を愈々明確にしてきて數年後(六八〇)、再び皇太子の廢立が行われる。太子賢が「頗る聲色を近づけ戸奴等と款狎し」、僕隸小人を周邊に結び(舊唐書八八韋承慶傳)、更に、馬坊に「皁甲數百領を備え」謀反をはかる、という理由で庶人にされた。その時の武后の、「人の子となりて逆謀を懷く、天地の容れざる所、大義親を減す、何ぞ赦すべき……」(通鑑二〇二)という語調には、既に述べた統制原理

の貫徹の爲の容赦なき非妥協性があらわれている。この謀反の具體的内容はよくわからないが、武后は以前から信頼する術師明崇儼らと厭勝の法をなし、また彼の「太子大位を承繼するに堪えず」という上奏を信じたりして、排除への意志は動いていたらしい。そうした武后の疎外が、太子賢を益々貴族の官僚の側に追いやり、後年亂を起す李敬业(後述)に關係をもつたらしい。賢については英王哲(後宗)が皇太子となった。

勿論こうした間にも、「群司列位して復た新たに加うるなき」官僚機構に、「諸色の入流は歳々千を以て計る」新興官僚の進出はつき、權力内部における貴族の官僚との對立は唐朝の權力支配を行き詰らせ、矛盾を深めれば深める程深刻なものになっていったであらう。唯、武后とその集團の力に抑えられて皇帝權力につらなる貴族官僚は沈黙を守るを餘儀なくされ、従つてその對立もまた深い底流となつていたのである。尙書左丞馮元常が密かに、「中宮の權重し、宜しく抑損すべし」と上奏しても、高宗は「深くその言を以て善し」としつゝも、上官儀の場合の様に實際にとりあげることが出來ず、(舊唐書一八五上馮元常傳)その密奏が直ちに

武后の耳に入るといふ程、武后の勢力は權力の隅々にまで浸透していた。

かくて高宗は形式的に皇帝の地位にあるにすぎず、「天后は私の正敵」としつゝ、弘道元年（六八三）十二月、裴炎に輔政を遺詔し、太子には「軍國の大事決せざるものあらば天后の進止を取れ」と遺して崩じた（通鑑二〇三）。

高宗の武后に對する態度は幾度か變つていった。それは唐朝の中國支配の矛盾の中から生れてきたものであり、變るたびに武后の力は強化された。にも拘らず高宗を武后は實質的には形骸と化した存在においこみながらも、最後までこれを廢除しなかつた。しかも高宗の死の直前、侍醫が高宗の頭を刺して治癒せしめようとした時、武后は侍醫を脅迫し治療せしめなかつたといふ（通鑑二〇三）。これは要するに、太宗以來の外戚權力に擁立された高宗を廢することは、そうした權力の系統をひく貴族官僚勢力が存在する限り反撃される可能性がある。自己を不利な立場におくよりも、一應高宗を表面に出しておく限りにおいて、反撃の可能性を少くし、よりよく統御しようと考えたからではなからうか。従つて高宗の延命策を拒否したのも自ら手を下すこと

なく、自然的かつ合法的に葬り去ることによつて、反撃の口實を與えず、同時に貴族勢力の據り所——中核を拔去ろうとしたのであらうと思う。しかも武后のかゝる策謀を成功させたものは、かつて外戚權力が没落しゆく貴族階級を基盤としたが故に打倒されたのに對し、基本的には、新しく成長してきた新興の地主富商を社會的經濟的地盤にしたからである。

五 光宅政變と李・越の反亂

高宗の死は武后の氣持を遙かに自由なものにしたであらう。新帝中宗は武后の嫡子であり、また外戚權力によつて擁立されたという關係もない。しかし高宗の死を契機に、武后が政權の樹立を策したかどうかは、史料的にはわからない。それが次にのべる光宅政變をきっかけとして、はっきりした志向を示すのである。中宗は即位するや、皇后韋氏の父や乳母の子にまで高い官位を與えようとしたことが原因で廢され廬陵王となり（二月）、豫王旦が即位して睿宗となる。即ち中宗のやり方は、唐朝の支配權を韋氏一族に與えるものとして、高宗の遺詔をうけ輔政の任に當つた裴

炎がまず反対した。このため中宗の壓迫をうけ、武后と結んで廢位したのである。彼の立場は、韋氏が勢力をもつことは外戚權力の形成を意味し、それは太宗時代の二の舞を演ずることであるからして、唐朝政權を外戚にわたさないために、やむなく武后に結合するのであるが、武后に於いては、韋氏勢力の増大が自己の敵對勢力になる所から、その立場は異なるにしろ中宗廢位に關して結合するのである。勿論、この政變を確實ならしめる軍事的背景は、武后が掌握しているのであるから、政變の主導權は武后にぎっていたと考えねばならぬ。こうして即位した睿宗は、もはや武后のカイライにすぎず、政事は武后により決し、別殿に居らしめ幽閉して全然タッチ出来ないようにされた（唐書七六則天）。そして二年後の垂拱二年（六八六）一月には、危險を感じた睿宗も亦讓位して、武后が臨朝するに至るのであるが、こうした武后の急激なやり方は、中宗・睿宗がその所生とはいえ、唐室の嫡子である限り、李氏をはじめ貴族官僚を中心とする反武后官僚の間に大きな衝擊と批判を起さずにはおかぬ。殊に天后立稱以來の潜在的暗闘の中で沈黙を餘儀なくさせられていた彼等が不満を持つのは

當然であろう。政變より半年後の九月におこる李敬業（勳李孫）の亂は武后に對する最初の軍事的反擊である。

既に武后は皇太子賢を廢して以來、官僚層の動靜には警戒をおこたらず、とくに中宗廢立の光宅政變前後からは李氏一族に注意を拂い、唐室のなかでも有力にして信望あり、多大の期待をかけられていた韓王元嘉、滕王元嬰、魯王靈夔、越王貞、紀王慎等には、政治面にタッチすることのない官廷の官職を與えることによつて尊崇を外に表わし、其心をやわらげると同時に、官廷に止めて監視し、反抗の機會を奪おうとはかっている（舊唐書六）。ところが武承嗣（武后本紀）の請により、武氏七廟をたてようとした武后と、唐朝政權を「私するもの」として反対した裴炎が對立し、ついに彼は罪せられた。前にも述べたように、裴炎は高宗の遺詔をうける程の反武后的官僚であるが、韋氏勢力を抑え唐朝政權を守るために、一時武后と結んで中宗を廢した。その立場からすれば、武氏七廟の建立を拒否するのも當然である。この一件を契機に、唐室一族の不安は、武后等の横暴を憤慨する反面で強まった。たまたま何かの理由で貶せられ、或いは失職して武后に不満をもつ官僚——皇太子賢の陰謀

に關係したと思われる——李敬業及び敬猷、唐之奇、駱賓王等は「皆揚州に會し、各自職を失うを以て怨望して……廬陵王を匡復するを以て辭となし」舉兵した(通鑑 二〇三)。

反亂軍の軍隊構成は、はじめ「司曹參軍李宗臣をして錢坊に就きて囚徒工匠を驅して授くるに甲を以てし」たといひ、舉兵後揚州「一州の兵」を起たしめ、「旬日の間に勝兵十餘萬を得」たというが、廣汎な農民層を地盤にし、その要求をふまえての反亂であつたとは思われない。州縣への檄文を見ても「偽りて朝に臨する武氏は、人溫順に非ず、地は實に寒微なり……春宮を穢亂し、密かに先帝の私に隱れ、陰に後庭の嬖と圖り……吾君を聚塵に陷る。……姉を殺し兄を屠り、君を弑し母を鳩す。人神のともに嫉む所、天地の容れざる所……禍心を包藏し、竊かに神器を窺ひ、君の愛子は之を別宮に幽し、賊の宗盟は之に委するに重任を以てす。……試みに今日の域中を見るに、竟に是れ誰家の天下。」(通鑑 二〇三)とあるように、唯、反武后官僚、貴族層の蹶起を促しているにすぎず、農民の問題には全くふれていない。しかもこの集團の軍事的結合がいかにも弱いものであつたかは、敬業が故太子賢に容貌の似たものを求めて、(この時既に賢は、武后

の刺客丘神勳により)軍衆をいつわり「賢死亡せず此の城中に巴州で殺されている」といわざるを得なかつたところからうかがわれる。逆に言えば、反亂の名目が「廬陵王匡復」にあるにも拘らず、——その限り正當な名目である——なお集團から疑惑をもたれていたが故にこそ、軍衆を偽瞞してでも、この名目を貫徹することによって疑惑を消滅し、結合力を強めざるを得なかつたのである。作戰の進行過程で部將魏思溫が、「明公匡復を辭とす……直ちに洛陽を指さば、天下、公の志、勤王に在るを知りて四面響應せん。」山東の豪傑、武氏の專制を憤慨して平かならず。公、事を舉ぐるを聞かば、皆自ら麥飯を蒸して糧となし、勸を伸して兵となし、以て南軍の至るを俟たん」と、洛陽進撃の戰略的有利性をすゝめたのに對し、「金陵に王氣あり、且つ大江は天險、以て固めと爲すに足らん。先づ常、潤を取りて定霸の基とし、然る後北向して以て中原を圖るに如かず」という薛仲璋の策を、敬業がとっていることから、この亂が文字通り「匡復を以て辭となし」たにすぎなく、「王氣」を慕ひ中國支配權を握らんがための反武後の反亂であつたと思われる。

かゝる内部事情をもつた反亂に對して農民がどういふ對應を示したかはわからない。既に數年前に課役年令を五十歳までにする等の寛政が見え、陳子昂も亦この亂に際して「海内晏然として纖塵も動かす」といつているから、恐らく農民は動かなかったであらう。大衆に基盤をおき得なかったことが、大規模な反亂に發展しなかった原因であり、僅か一ヶ月餘にして潰滅した所以である。

しかし中央への影響は大きいものがある。武后を中心とする對策協議の際、例の裴炎は「皇帝年長するに未だ親政せしめず、乃ち猾豎、詞あるに至る。若し太后政を返さば、此賊討たずして解けん」と。御史崔察は「裴炎先朝に仗事すること二十餘載、顧託を受け大權己に在り、若し異圖なければ何故に太后に政を歸すを請わん」と對立した。李景誥は崔察に賛したが、劉景先、胡元範、程務挺等は裴炎の反意なきを證し、「もし裴炎、反をなさば臣等も亦反せん」と強硬に主張した。官僚の間でも炎の反せざるを證するものが多かったという。武后は宗廟問題で裴炎を憎んでいたので、強引に裴炎に反意ありと斷じ、反亂鎮定と同時に之を斬り、關係者をすべて誅殺流貶した。武后は自己の政治

原理に照して、この反亂に關連して浮び上つてきた反武后官僚を肅清し、迎合するもののみを周邊に結集したのである。しかも亂平定するや、羣臣を召して反武后官僚抑壓の宣言を發した。先づ自己の力の絶大なこと、爵位富貴は自分の與えたものであることを宣し、次いで譜代の將相の不遜を述べ、受遺の老臣伉扈の制し難きもの裴炎の如く、世相としては徐敬業の如く、宿將としては程務挺の如きがそれで、「彼皆、人豪なれども、朕に利せず、朕よく之を戮す」と（唐書七六 則天武后傳）。

この亂を契機に、武后は、「天下の人多く己を圖るかと思ひ、又自ら久しく國事を専らにし内行正しからざるを以て、宗室大臣怨望し、心服せざるを知り」、誅殺するの必要を感じると同時に、「告密の門を開く」ことによって、反武后情勢を把握しようとした。延恩、招諫、伸冤、通玄の四銅匱の設置は、「周ねく人間の事を知らん」との名目ではあったが、新興勢力の要求をきくと共に、實はこの情勢把握の爲に外ならなかった。この方法をすゝめた侍御史魚承曄の子、保家は、李敬業に通じ力車、弩などの兵器を供給したが、この匱に投じられた密告によって誅されている。告密せん

とする者は何人といわず、すべて驛馬、五品食を支給し、農夫樵人と雖も召見した。その内容が旨に稱えば、不次に官に除し、事實でなくても問わぬ(通鑑二〇三)というのであるから、「四方に告密の者蜂起し」、「人皆重足屏息した」というのも無理はない。胡人索元禮はこの方法で游撃將軍になった。彼が檢察すると「一人を推せば必ず數十百人を引致した」ので、武後の氣に入り權勢を振ったという。周興・來俊臣の徒がこれにつき、何れも無賴數百人を畜え、専ら告密を以て事となす、當時の暴力團に外ならなかった。かくして武后は肅清を徹底してゆく一方では、「内外九品以上百姓に及ぶまで」、才能あるものゝ官僚自舉制を斷行し(通鑑二〇三)、合法的に新興勢力の政治的要求であつた官界進出のルートを開拓した。勿論劃期的なことだけに陳子昂のような正義派官僚の反對も強かった。「竊かに吏部の選人を見るに、縣令を補すこと一縣尉を補す如きのみ。たゞ資次考第、從官海歷を以て即ち之を補し、賢良德行を論ぜず、何ぞよく以て民を化さん……」(唐會要七四 論選舉事) 魏玄同はまた、「州縣の舉を待たず直ちに書判よりとる。恐らくは德行を先にして、言語を後にするの意に非ず」(唐會要七四 論選舉事)と。けれ

ども陳子昂のように「賢良德行」の士を以て任ずる官僚がどれ程、またどのように「民を化し」たであろうか。新興の勢力を「天下の庸流」と見、「庸流一たび雜らば賢不肖分つなし」と言う官僚の政治がどんな政治であるか。所詮「賢良德行」を楯にして、成長しようとする階級を抑壓し、六朝の身分秩序の崩壊をくい止めようとする貴族達の挽歌に外ならない。

ところで李敬業の亂後の誅戮の嵐が漸くおさまつた垂拱四年(六八八)八月、琅邪王冲、越王貞が、武后に對する最後の反抗を試みる。¹⁶⁾

前にも述べたように、武后は宗室諸王を警戒し、はじめは高位を與えて懷柔しようとしたが、李敬業の亂の衝擊は餘りにも大きく、それ以後、宗室排除の意志を固めていった。これは諸王にも感じとられ、不安な状態がつゞく中にも、ひそかに匡復の志が固められた。とくに越王貞は刺史として蔡州に在る時、既に管下の租賦を免せんことを奏して人心を結び、家僮千人、馬數千匹を有し、收獵に託して早くから武備訓練を施していた(舊唐書七六 越王貞傳)。丁度、武后は明堂落成を機に大享の禮を行い、これに宗室を召そうと

した。これは唐宗室を一舉に葬る絶好のチャンスの意味するものであったが、早くも諸王、特に韓王元嘉の察知するところとなり、一族はひどく動搖した。こゝに於いて、先制攻撃をかける反亂が計畫されるが、紀王愼だけは舉兵に反對した(理由)(舊唐書七六)。そして十分に謀議がなされぬまゝに、博州刺史琅邪王冲は急遽兵を挙げた。しかし軍統帥であった董玄寂は、「琅邪王、國家と交戦す、是れ反なり」といったため殺され、「衆懼れて草澤に散入し禁止すべからず」、唯家僮のみ數千人が従つたといふことからしても、無謀な舉兵であつたといわねばならない。他の諸王は連絡を失ひ、舉兵するに至らなかつたが、越王貞のみは長子冲が兵を起した關係から、起たざるを得ず、少しおくれて豫州に起つた。しかし冲が僅か七日にして敗死するや、恐れて闕に詣りて謝罪しようとする程、消極的であつた。やつと部將の傅延慶に勵まされて軍事行動はつゞけるが、その軍事的力の弱體はおゝうべくもなかつた。「道士及び僧をして諸經を轉讀せしめ以て事を祈り、家僮戰士を集め皆符を帶せしめ」、闘志なきものを脅迫して従軍せしめた。従つて李敬業と同じく、民衆を基盤にすることなく、諸王間

の一致した行動もとれなかつた越王の反亂も、起兵後二十日にして敗れ去つた(通鑑二〇四及び舊唐書七六越王貞傳)。

そうでなくてはさへ唐宗室の誅滅を考えていた武后にとつて、この亂は絶好の口實を與えるものであつて、亂後にみる武后の追究のはげしかつたことはいうまでもない。はじめ監察御史蘇珣が檢察の任に當つたが、舉兵しなかつた諸王に關しては「皆明驗なし」と奏したため退けられ、先に述べた酷吏周興が舉用されるに至つて、宗室諸王相繼いで誅死し、子孫年少の者は嶺外に流され、これに緣坐するもの六七百人、籍沒する者五千口といわれる大規模な誅戮が行われた。かつて外戚權力を打倒するに李義府等を利用することによつてなしたとげた武后は、今はまた酷吏周興等を利用することによつて、唐宗室を誅戮した。その子孫は嶺表に流竄したり、永年捕囚の生活を送つたり、また民間に逃匿して人の傭保になつたといふ(通鑑二〇八)。しかも、翌年になつてもなお、内外大臣の坐死及び流貶せらるゝもの甚だ衆「かつたというから、以上の二つの反亂は、武后に對して餘程の打撃を與えたものと思われる。そして「王公已下の奴婢數の制限」をしてゐる(唐會要八六)點からしても、

貴族大官僚の軍事的反撃の基礎になる大土地所有における私的人民支配にまでも、武后權力を貫徹することによって、その可能性をなくそうとしている。そうすることなくしては武后權力の安定のあり得ないことが、垂拱期の二反亂によってはっきりと示されたのである。従って「威刑を以て天下を支配」する場合、武后當面の目標が、速やかに彼等を排除することにおかれたのも當然である。武周政權成立當初から數年間、酷吏による羅織の嵐が吹くのは、その具體化に外ならない。

六 武周政權の樹立——結び

ところで武周政權が成立したのは載初元年（六九〇）九月で、關中の百姓九百餘人、また百官及び帝室宗戚、遠近百姓、四夷酋長、沙門道士、合せて六萬餘人の上表により、武后は「威柄已に在ることを知り」、唐を改めて周とし、天授と改元したと云われる（通鑑二〇四）。しかし今まで述べて來たところから、既に上元元年（六七四）の天后立稱の時に、攝政という形において武周政權は實質的にその第一歩をふみ出していたといつてもよい。それが高宗の死によって當然

この攝政政權は新帝に返上すべきであるにかゝわらず、光宅政變において返上しないという意志を示し、中宗睿宗の廢立を強行したことが李・越の反亂を生み出したのであった。しかもそれを契機に武后自身はつきりと武周政權の樹立を考えたものと思う。従って、百官その他の上表は、もはや抗しがたいまでに固められた武后權力と、今までの既成事實を公認したものに外ならなかったと考えられる。

では武周政權の權力とはどのような内容をもっているだろうか。これについては六九〇年（天授元年）後に展開される政治史の過程と連關して考えなければならぬが、今まで述べて來たところをふりかえりつゝ、私の考える所を提示して結びとしたい。

唐朝の國家權力は、その成立の事情から、權力機構の中に貴族階級以外の土豪、手工業者を官僚として含みこみ、且つ皇帝を頂點とする律令制的官僚體系における官位を基準として、（従つて形式的には六朝以來の傳統的な）上下關係を決定するという原理を確立したことは周知のところである。けれども唐朝政權が政治支配を推し進める場合、人民の力を無視し得なかつたことはもとよりながら、それ以上に、貴

階級の社會的勢力を無視し得なかつた結果、基本的には貴族權力としての性格を濃厚にもつていった。しかも權力機構内部における貴族的官僚と非貴族的官僚の對立を、建國當初から潜在せしめて出發した唐朝政權は、その支配の動搖の過程で、前者を中心として外戚權力を形成し、それが皇帝權力より優位を占めていくが、そうした分離の様相は勢い官僚層を分化せしめていったと思われる。ところが武后登場を契機に外戚權力が崩壊するや、皇帝權力の背面において、それに對立する武后權力が形成されていった。階級的には、貴族的大官僚は皇帝權力に結集し、武后權力には下級貴族及び地主的科擧官僚が背景をなした。この貴族的大官僚に對する武后の肅清が展開される過程で、科擧ルートを通らぬ胥徒雜色人の入流は武后權力内部に於いて科擧官僚との對立矛盾を徐々に育成していったようである。唯、その度合いは貴族大官僚との矛盾に比してはるかに小さかった。しかし武后權力が強まってゆくにしがって、皇帝權力につながる貴族大官僚が反武后勢力に轉化するの¹⁷は勿論ながら、武后權力内の科擧官僚層からも反武后勢力が生れてくる。とはいえ、まだ之等は潜在的な底流として

結集されていくにすぎない。逆に胥徒雜色人は武后權力につながることに¹⁸よつて益々有力になり、彼等の官僚への急激な進出は、貴族的均田制支配を實質的に變質させる役割を果してゆく。かくして光宅垂拱期の反亂によつて唐宗室をはじめ貴族的官僚層は大打撃をうけ、没落するか、武后權力に從屬するかという状態になる。從つて武后は、内部に矛盾を包藏しながらも科擧官僚と胥徒雜色人を中心として武周政權の權力を構成し、貴族階層を從屬させる形で權力機構に入れていったと思われる。ところが武后の胥徒雜色人起用策の誤りは酷吏の專横を招き、これが科擧官僚との對立を益々深め、權力の腐敗と農民支配の失敗とが中宗復位運動を激化させ、やがて神龍元年のクーデターとなつて武周政權を崩壊せしめるに至るのである。

圖式的ではあるけれども一應このように考えた場合、武后の果す役割とは何だろうか。これ亦、武周成立後のことをも考え合わせなければならぬが、最も重要なことは、均田制という權力支配の體制の中で、權力と人民が最も劇しく對立するものは徭役であつたと思う。なるほど土地の擴大ということは、法律的にも、制限されていたがため小

農民には思うにまかせなかったであろうが、役による人身支配は、均田農民の再生産さえ危機に迫んだというから役の排除ということは切實な要求であったにちがいない。

勳官を與えられることを望んで従軍したということからもその切實さは想像出来る。即ち官位をもち、官僚機構への進出ということは、均田体制という枠内であるにしろ均田農民の獨立性を確保する一つの條件であり、その一般化は究極的には均田體制をほりくずすことを意味し、更には士庶身分秩序をうちやぶることでもあった。武后の登場はこうしたルートをきりひらいたのである。勿論、均田農民層から成長した地主富農富商にしか、その恩恵はうるおわなかったであろうと思われるが、六朝の貴族支配にかわる新しい時代を作り出すための重要な足がかりになったことは否定出来ない。そして中宗復位から玄宗朝において、一時貴族的反動の時期があるが、それにもかゝわらず、武周期にうちたてられた地主的勢力を無視することは全く不可能であった。唐朝國家權力を考える上で、武周革命期の研究の重要な所以である。

(一九五六・一、二七)

〔註〕

① 日本において直接この問題を取りあげているのは、森本樵作：『則天武后冊立始末』史學界五ノ五(明36)のみである。他にあれば御教示願いたい。

② 太平廣記には、「以鬻材爲事、常聚材木數萬莖、一旦化爲叢林森茂、因致大富」と見える。

③ 武氏はすでに貞觀十一年、十四歳にして太宗に召されて後宮に入り才人となっている。

④ ⑤ 萬鈞：唐太宗による

⑥ 陳氏は論文全体を通じて、關隴貴族集團と山東貴族集團との對抗關係を重視せられるが、私はこゝで外戚權力の結集として把握したい。

⑦ 皇太子承乾が謀反により廢され庶人となったのを契機として漢王泰と晋王治の争いが起っている。

⑧ 太宗は晋王の寛厚なるを氣にして「生狼猶恐如羊、冀其稍壯自不同耳」といつている。通鑑(一九七)は注して「太子不可謂之寛厚、謂之闇弱可也」という。

⑨ 房遺愛、柴令武、薛萬徹等何れも長孫無忌によつて左遷させられたのを怨み、吳王恪、荆王元景らとともに謀反を計るが事前に檢舉された。

⑩ 陳寅恪は關隴集團の政治上の策略という。註⑥参照

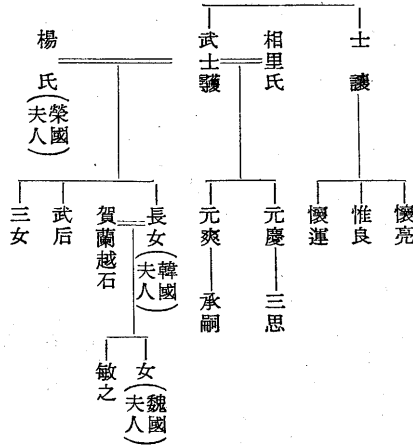
⑪ 胡如雷論文参照。

⑫ 自分の子の妻を山東貴族から娶ろうとして失敗したことを指す。

⑬ 李勣を指す、通鑑(二〇一)注には「李勣猷諛以苟利祿」といふ、唐鑑(七)では「臣祖禹曰、甚矣李勣之佞也、陷君於惡、又詔以

悦之、君有求諫之心、而臣無納忠之志、其罪大矣」といっている。

⑭一族關係を簡単に示せば次の通り。



⑮ 耐氏はこの反亂が大規模化しなかった理由として

- (1) 唐初の緩和政策によって社會經濟が發展し、農民が生活の相對的安定の情況下にあった。
- (2) 農兵結合の府兵制度が未だ破壊されていなかったことを指摘されている。

⑯ もちろん、この間に垂拱三年九月、廬陵王復辟の亂がおこっているが、小規模のようであり、詳細は全く不明のため、こゝでは略した。(通鑑二〇四)

⑰ このようにいえば、武后權力が新興地主權力であるかのように

考えられるが、そう規定してしまうことにはなお躊躇される。いわゆる武周革命は、儒教的天命思想からは安當であつても、社會科學的には、決して權力の革命的變革を意味するものではなく、貴族階級に大きな打撃を與えることによって作り出された、新興階級の政治的優越性を示すものと考えられる。政權成立後の政治過程を追求して權力構造をはつきりさせたい。

前號「羽田博士追悼錄」中、七七頁、那波利貞先生の哀詩の第六句「洛華闔城哀悼虞」は、「華洛闔城哀悼虞」と訂正します。編集委員の校正の不行届でした。謹んで訂正し、深くおわびします。

A New Thought on the Taxation System of T'ang (唐)

Ichisada Miyazaki

Corvée underlay the taxation system of the T'ang dynasty. The duties of a "standard adult" (正丁) consisted of tsu (租), yung (庸) and chiao (調), which were convertible into 15-day, 15-day and 20-day labour, respectively, i.e., 50 days altogether. The duties of those who were 18 to 20 years of age were 50 days' "miscellaneous labour" (雜徭) which was equivalent to 25 days' labour of the adult. "Miscellaneous labour" was also obligatory on the part of the "standard adult" and the disabled and the person under 16-17 years of age, but its maximum was fixed, e.g., 50 days. The watchman (番役) who was exempt from those duties was obliged to pay a certain amount of money called tzu-k'o (貲課).

Background of Empress Wu's (武后) Power

Shigeru Yokota

In the political and social uneasiness as the result of the declining land distribution system Empress Wu (武后) emerged as a powerful sovereign to destroy the power of the T'ang (唐) imperial clan by marriage. The empress who was supported by the growing class of landlords and big merchants came into conflict with the aristocracy, and adopted a strong policy to put the empire under her own control, taking advantage of the revolts of Li Ching-yeh (李敬業) and Prince Chêng Yüeh (越王貞). The establishment of Empress Wu's power was due to weakening of the aristocracy and the pressure of the growing landlord and merchant classes, but this does not mean that Empress Wu's rule represented the interest of the landlord class. It should be recognized at least that Empress Wu played an extremely important role in the growing power of the landlord class and in destroying the land distribution system.